



3/31
火

佐賀酒類販売(株)と立地協定を締結しました

酒類の卸売業を営む佐賀酒類販売(株) (本社：佐賀市) が、現在の唐津支店 (和多田大土井) と伊万里支店を統合し、新たな事業所を北波多に開設することが決まり、立地協定を締結しました。協定に基づき、市は投資や雇用実績に応じた優遇策を講じるとともに、人材確保への協力など業務が円滑に行われるよう支援していきます。新事業所は令和10年3月に操業を開始する予定で、令和15年3月までに4人の新規地元雇用が計画されています。



4/6
月

豪雨被災乗り越え 平原保育園 新園舎が完成!

令和5年7月の豪雨により、今坂川の濁流で大量の土砂が流れ込むなど被害を受けた平原保育園の新園舎が完成し、落成式が行われました。新園舎は旧園舎から1kmほど離れた新たな場所に移転。園長は「保育だけは止めてはいけないという思いでやってきた。この日を迎えることができて良かった」と当時を振り返りました。式では園児たちが元気いっぱいの歌声を披露し、会場はあたたかな雰囲気に包まれていました。



この日を迎えることができて良かった」と当時を振り返りました。式では園児たちが元気いっぱいの歌声を披露し、会場はあたたかな雰囲気に包まれていました。



4/24
金

パラセーリング開始! 唐津の海で新アクティビティ

唐津の海で県内初となるパラセーリング体験が始まりました。パラセーリングは専用ボートからパラシュートを装着して空中に舞い上がるマリンアクティビティで、上空からは虹の松原や唐津湾を一望できます。この取り組みは、佐賀県が唐津・玄海の自然を活用し、アウトドアアクティビティの創出を図る「KMAP (唐津マリンアクティビティパーク)」事業の一環で、パラセーリングのほかBIG SUPやシーカヤックなどのアクティビティが唐津西の浜エリアで体験できます。オープニングセレモニーでは、山口知事や峰市長ら関係者が参加し、安全な運行と事業への期待が寄せられました。



動画で
チェック



提供：佐賀県

津焼と自然に触れ、楽しい出会いと発見ができた1日でした。

レポート全文はこちら



▲note



▲ホームページ

午後からは、七山馬場の「宗吾霊廟の藤」へ。紫藤は、見頃を過ぎていましたが、白藤はこれからが盛りりのようでした。七山から巖木へ山越えする途中、七山の小屋敷付近にも美しい薄紫の花が。桐の花? ジャカランダ? と思いつながら、自然の美しさにカメラのシャッターを切っていました。



その後、端午の節句の菖蒲湯用の菖蒲を中町リヤカー隊で購入。我が家も邪気払い、健康長寿を祈願し、菖蒲湯に入りました。



街の魅力を発信する

マチノネ

ライター キョウ Kioくんママ

唐津散策
〜人、唐津焼、自然に触れて〜
「唐津やきもん祭り」が開催されていることもあり、唐津のまちなかへ出かけました。

お知らせ



6月は食育月間です

生涯にわたって心と体の健康づくりに大切な「食」
この機会に食生活を見直してみませんか？



朝ごはん食べてますか？

朝ごはらは、体と脳を目覚めさせる大切なスイッチです。主食・主菜・副菜をそろえた食事を意識し、元気な1日をスタートさせましょう。食欲が無いときや時間が無い人は、まずは一口でも食べることにチャレンジしましょう！

食生活改善推進員養成講座（栄養教室）の受講生募集

「食育」に興味がある人、市内で食育活動を行っている食生活改善推進員に興味がある人を募集します。

日 時 8月～12月までの全6回 9:30～13:30

場 所 唐津市保健センター（唐津市健康サポートセンター「さんて」内）

募集人数 20人

内 容 栄養士や保健師、歯科衛生士などによる講義と調理実習

受講料 無料（テキスト材料費込み） **申込期限** 8月12日（水）まで



この事業はレインボーくじ（宝くじ）を財源とした、（公財）地域社会振興財団の交付金により実施しています。

申込・問 唐津市保健センター ☎ 75-5161

お知らせ



住宅用火災警報器が家族を守る！

令和8年度九州一斉住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中（6/1～6/7）

住宅用火災警報器を設置しましょう

消防法や唐津市火災予防条例ですべての住宅に設置することが義務付けられています。住宅火災から命を守る小さなお守り「住宅用火災警報器」を設置しましょう。

古くなると電子部品の劣化や電池切れで火災を検知しなくなるおそれがあります。10年を目安に交換しましょう。

住宅用火災警報器Q&A

Q どこに付けたらいいの？

A まずは「寝室」です！

寝室：就寝中の逃げ遅れを防ぐため設置が必要です。
階段：2階に寝室がある場合は、階段の上部にも必要です。
台所：義務ではありませんが、火災のリスクが高いため、設置をおすすめします。

Q 「ピピピ…」と変な音が鳴るけど、どうすればいい？

A 電池が切れているか故障しているので、新しいものに買い替えましょう。

- 取り付けが義務付けられている場所
- 取り付けが推奨されている場所



※住宅用火災警報器の設置は法令で義務付けられています。
法令根拠：唐津市火災予防条例第29条の2、第29条の3など

唐津市 消防本部
住宅用火災警報器
取り付け・交換支援



住宅用火災警報器取り付け・交換を支援します！

高齢者など住宅用火災警報器を取り付けるのが難しい世帯を対象に「消防職員」がお宅を訪問し「無料」で取り付け・交換作業をお手伝いします。

※電気配線工事を伴うものは除きます。

【注意】有料での取り付け、販売は行っていません。悪質な訪問販売などには注意してください。

申し込み方法 ◆電話、メール、FAX、窓口 ◆代理人申し込みも可

申込・問 消防本部 予防課 ☎ 72-4149 FAX 74-0119 ✉ yobou@city.karatsu.lg.jp

消防本部
Instagram



#KARATSUCITY_SHOUBOU

お知らせ



65歳以上 令和8年度分の介護保険料の基準所得を見直します

対象者 所得段階の第1段階、第2段階、第4段階、第5段階の本人が市民税非課税の人
手続きは不要です。保険料の金額は6月に送付する保険料額決定通知を確認してください。

所得段階	対象者	変更前	変更後
第1段階	①生活保護受給者②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人③世帯全員が市民税非課税で本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80.9万円以下の人	82.65万円 以下の人
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額との合計が	80.9万円を超え 120万円以下の人	82.65万円 を超え 120万円以下の人
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額との合計が	80.9万円以下の人	82.65万円 以下の人
第5段階		80.9万円を超える人	82.65万円 を超える人

☎ 介護保険課 ☎ 70-0101 または各市民センター

お知らせ



令和7年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況

情報公開制度の実施状況

請求件数 (申出)	開示の方法(重複あり)		
	閲覧	写しの交付	その他
139	39	131	0

請求に対する決定などの処理状況

開示	部分開示	不開示	不存在	取り下げ	処理中
57	74	12	2	4	2

※重複あり ※「処理中」は、令和8年度に持ち越したもの

審査請求	0
------	---

実施機関別の請求件数

実施機関	件数	実施機関	件数
市長	88	選挙管理委員会	1
ボートレース競争事業	4	監査委員	0
上下水道事業	27	公平委員会	0
消防長	4	農業委員会	1
教育委員会	8	固定資産評価審査委員会	0
議会	6	合計	139

個人情報保護制度の実施状況

開示請求	28	
訂正請求	0	
利用停止請求	0	
合計	28	
処理状況	開示	3
	部分開示	21
	不開示	0
	不存在	3
	取下げ	0
処理中	1	
審査請求	0	

☎ 情報公開室 ☎ 72-9183

令和7年度住民基本台帳閲覧状況を公表

請求者、請求理由など閲覧状況は市民課と各市民センターで確認できます。

☎ 市民課 ☎ 72-9120

募集



パブリックコメント 意見を募集します

唐津市自転車等の放置防止に関する条例(案)に対する意見を募集します。

意見の募集期間 6月1日(月)～6月30日(火)

公表場所 都市計画課、各市民センター、近代図書館、相知図書館、職員が常駐している公民館、市ホームページ

意見の提出方法 住所・氏名・電話番号などを明記のうえ、郵送、FAX、メールまたは窓口で提出

提出・問 〒847-8511唐津市西城内1番1号 都市計画課 (本庁4階) ☎ 72-9136 FAX 72-9179

✉ toshikeikaku@city.karatsu.lg.jp

お知らせ

令和8年度唐津市 森林危険木伐採等支援事業補助金

住宅への被害を防ぐため、倒木などの危険がある森林内の樹木を、伐採・撤去・処分する費用の一部を補助します。

※森林法第2条に規定する樹木が対象です。

森林法第2条では「主として農地または住宅地として使用される土地以外の土地に集団で生育している立木」となっています。

補助対象者

- ◆危険木のある土地の所有者
- ◆危険木の所有者から伐採などの承諾を得た住宅などの所有者



判断基準

- ◆胸高直径が概ね15センチ以上、樹高が概ね3メートル以上
- ◆樹木の状態や環境が悪く倒木の危険性があるなど

補助率 補助対象経費の2分の1(限度額20万円)

申請に必要なもの

- ◆申請書◆現状写真◆見積書(2者以上)◆その他

☎ 農地林務課 ☎ 72-9210

募集



市有財産(土地)を 入札で売り払います

売り払い物件情報(入札3件)

市有地(地目:宅地)		
所在地	広さ	最低売却価格
神田1436番2、1436番4	1086.06㎡	16,942,536円
巖木町岩屋1049番3、1055番1	2126.09㎡	8,716,969円
肥前町納所丁1004番1	2119.17㎡	6,357,510円

売り払い方法

郵便入札で行い、あらかじめ決められた最低価格以上で、最も高い価格を入札した人に売り払います。

開札日 7月29日(水)

入札保証金 入札金額の5%以上の金額が必要です。

入札に参加できる人

・市税の滞納がない人 ・暴力団に関与していない人など

申込方法

事前に入札参加申込書・納税証明書・住民票(法人の場合は登記事項証明書)を提出
様式は窓口・市ホームページからダウンロードできます。

申込書受付期限 7月17日(金)17:00まで(必着)

☎ 申込・問 財産管理課 ☎ 72-9142

お知らせ

固定資産税の減免申請は 6月23日まで

自治会などが所有し、または無償で提供を受け、地域の公共のために使われている土地や建物などは、申請することで固定資産税が減免されます。
※毎年申請が必要です。

対象となる固定資産

- ①地域の公共のために使用されている集会所とその土地
- ②遊具・ベンチなどがある公園、区画が明確なごみ・資源物の集積所
- ③地域住民の福祉のために使用されているゲートボール場、運動広場、プール用地など

申請時に必要なもの

無償使用貸借契約書の写しなど

申請方法

6月中旬に送付する「令和8年度集合税額決定納税通知書」を持って、申請してください。

※減免申請書と無償貸借使用証明書の様式は、申請窓口にあります。郵送でも申請できます。

減免申請書提出期限 6月23日(火)まで

☎ 税務課 ☎ 72-9118 または各市民センター

お知らせ

住宅の耐震診断と 耐震改修費用を補助します

昭和56年の建築基準法改正以前に着工された住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助しています。

耐震診断の補助

市が依頼した建築士が診断後、結果を報告します。

①補助条件

◆昭和56年5月31日以前に着工された木造戸建住宅(増築部を含む)で、所有者自らが居住している専用住宅であること。◆市税に滞納がないこと。

②所有者負担額 5,000円

耐震改修費用の補助

診断の結果、耐震性が不足していた場合、耐震補強設計に基づき行う耐震改修工事の費用を補助します。

①補助条件

◆昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、耐震診断を行った結果、現行の耐震基準に適合しないと判定された住宅。◆市税に滞納がないこと。

②補助金額

補助対象経費の5分の4以内の額(補助上限115万円)

募集期間 6月1日(月)~12月11日(金)まで

※予算がなくなりしだい、募集終了。

☎ 建築住宅課 ☎ 72-9139

後期高齢者医療の制度改革等のお知らせ

子ども・子育て支援金制度が始まります！



詳しくは、こども家庭庁ホームページを確認してください。



子ども・子育て支援金制度って何？

こども家庭庁が令和8年度から開始した制度で、全世代や企業から支援金〔保険税(料)〕を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。市でも、従来の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と併せて負担していただくこととなります。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

子育て支援は、子どもたちが健やかに成長していくためのもので、その子どもたちは将来おとなになって、社会を支える担い手となるため子育て支援はすべての人にとってメリットがあります。そのため、全世代や企業の皆さんから拠出いただくこととなっています。



納めた支援金は何に使われるの？

主な使用例は、次のとおりです。

- ◆ 児童手当の対象世帯の拡大や増額
- ◆ 「育児時短就業給付制度」の継続 (R7年度から実施中)
- ◆ 「育児期間中の国民年金保険料の免除制度」の創設
- ◆ 「こども誰でも通園制度」の創設
- ◆ 「妊婦のための支援給付制度」の継続 (R7年度から実施中)
- ◆ 「出生後休業支援給付制度」の継続 (R7年度から実施中)



後期高齢者医療保険の人

国民健康保険の人

国民健康保険税が改定されます

「医療分の賦課限度額の改定」「子ども・子育て支援金分の新設」「所得が低い世帯の均等割額・平等割額の軽減基準の見直し」の3点があります。

医療分の賦課限度額の改定、子ども・子育て支援金分の新設

税額計算の基礎となるもの		令和7年度	令和8年度
①医療分	所得割率	10.1%	10.1%
	均等割額	23,600円	23,600円
	平等割額	31,400円	31,400円
	賦課限度額	66万円	67万円
②後期高齢者支援分	所得割率	3.1%	改定なし
	均等割額	7,600円	
	平等割額	9,400円	
	賦課限度額	26万円	
③介護納付金分	所得割率	2.6%	改定なし
	均等割額	9,800円	
	平等割額	6,100円	
	賦課限度額	17万円	
④子ども・子育て支援金分(新設)	所得割率	-	0.26%
	均等割額	-	1,000円*1
	平等割額	-	600円
	賦課限度額	-	30,000円

所得が低い世帯の均等割額・平等割額の軽減基準

軽減割合	世帯(加入者と世帯主)の総所得金額などの合計額	
	令和7年度	令和8年度
2割軽減	「43万円 + 56万円 × (A+B) + 10万円 × (C-1)」を超えない世帯	「43万円 + 57万円 × (A+B) + 10万円 × (C-1)」を超えない世帯
5割軽減	「43万円 + 30.5万円 × (A+B) + 10万円 × (C-1)」を超えない世帯	「43万円 + 31万円 × (A+B) + 10万円 × (C-1)」を超えない世帯
7割軽減	「43万円 + 10万円 × (C-1)」を超えない世帯	改定なし

- A: 世帯のうち、国保加入者の数
 B: 世帯のうち、特定同一世帯所属者の数
 C: 一定の給与所得がある人(給与収入55万円超)と公的年金等所得がある人(65歳未満の人は年金収入60万円超、65歳以上の人は年金収入110万円超)の数

均等割: 加入者1人あたりの額

平等割: 1世帯あたりの額

1世帯あたりの年税額 = ① + ② + ③ + ④

*1: 18歳以上の加入者1人あたり(18歳以上均等割額を含む)

後期高齢者医療保険料が改定されます

「医療分の保険料率等の改定」「子ども・子育て支援金分の新設」「所得が低い人の均等割額の軽減基準等の見直し」の3点の改正等があります。

医療分の保険料率等の改定、子ども・子育て支援金分の新設

保険料計算の基礎となるもの		令和7年度	令和8年度
①医療分	所得割率	11.09%	11.79%
	均等割額	57,100円	68,700円
	賦課限度額	800,000円	850,000円
②子ども・子育て支援金分(新設)	所得割率	-	0.24%
	均等割額	-	1,400円
	賦課限度額	-	21,000円

1人あたりの年間保険料=①+②

今回の見直しでは、高齢化や診療報酬改定などに伴う医療費の増加や、若い世代の負担上昇の抑制に対応するため保険料率等が引き上げられます。



所得が低い人の均等割額の軽減基準

軽減割合	世帯(加入者と世帯主)の総所得金額などの合計額	
	令和7年度	令和8年度
2割軽減	「43万円 + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)」を超えない世帯	「43万円 + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)」を超えない世帯
5割軽減	「43万円 + 30万5千円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)」を超えない世帯	「43万円 + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)」を超えない世帯
7割軽減	「43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)」を超えない世帯	「43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)」を超えない世帯 → 医療分7.2割軽減 → 子ども・子育て支援金分7割軽減

国民健康保険・後期高齢者医療

6月1日から入院時の食費・居住費の自己負担額が改定されます

入院時の食事療養標準負担額(食費の自己負担額)

対象者の分類				食事療養標準負担額(1食につき)	
国民健康保険		後期高齢者医療		変更前	変更後
住民税課税世帯		現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、一般Ⅱ・Ⅰ		510円	550円 ^{※1}
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	90日までの入院	区分Ⅱ	90日までの入院	240円	270円
	過去1年で90日を超える入院		過去1年で90日を超える入院	190円	220円
低所得Ⅰ		区分Ⅰ		110円	130円

※1 住民税非課税世帯・低所得Ⅱ・Ⅰ、区分Ⅱ・Ⅰを除く指定難病患者は(変更前:300円、変更後:330円)になります。

療養病床に入院時の生活療養標準負担額(食費・居住費の自己負担額)

国民健康保険	後期高齢者医療	医療の必要性の低い場合				医療の必要性の高い場合			
		食費(1食につき)		居住費(1日)		食費(1食につき)		居住費(1日)	
		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
住民税課税世帯	現役並み所得Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ、一般Ⅱ・Ⅰ	510円	550円 ^{※1}	370円	430円	510円	550円 ^{※1※2}	370円	430円 ^{※4}
住民税非課税世帯・低所得Ⅱ	区分Ⅱ	240円	270円			240円	270円 ^{※3}		
低所得Ⅰ	区分Ⅰ	140円	160円	0円	0円	110円	130円	0円	0円
		老齢福祉年金受給者以外	110円						

※1 保険医療機関施設基準などにより(変更前:470円、変更後:510円)になる場合があります。

※2 住民税非課税世帯・低所得Ⅱ・Ⅰ、区分Ⅱ・Ⅰを除く指定難病患者は(変更前:300円、変更後:330円)になります。

※3 過去1年で90日を超える入院の場合は、1食当たり(変更前:190円、変更後:220円)になります。

※4 指定難病患者と境界層該当者(国民健康保険のみ)は0円となります。詳しくは、市ホームページを確認してください。